

## 令和8年度菊陽町DX人材育成研修業務委託 受託者公募実施要領

### 1 目的

この要領は、「令和8年度菊陽町DX人材育成研修業務委託」に係る契約の相手方となる候補者を選定する公募型プロポーザルに参加する事業者を公募するために必要な事項を定める。

### 2 業務名

令和8年度菊陽町DX人材育成研修業務委託

### 3 業務概要

別添仕様書のとおり

### 4 業務期間

契約書に定める日（令和8年8月予定）から令和9年3月31日まで

### 5 事業費上限額

2,121,900円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 6 日程

内容	期日等
参加表明書提出期間	本要領公開の日～6月30日（火）午後5時
質疑受付期間	本要領公開の日～6月30日（火）午後5時
質疑回答日	7月3日（金）
企画提案書等提出期限及び 参加表明書取下げ期限	7月10日（金）午後2時
プレゼンテーション順通知 （書類審査（一次審査結果通知））	7月21日（火）
プレゼンテーション	7月31日（金）午後1時30分から
審査結果通知	8月4日（火）予定

### 7 プロポーザル実施要領

#### （1）参加意思の表明

- ① プロポーザルへの参加を希望する事業者は、6月30日（火）午後5時までに、8（1）で示す必要書類を次のURLから登録すること。

<https://logoform.jp/form/X72Q/1641121>

なお、一度登録された企画提案書等の再提出は、期限内であれば可能とする。その場合、最後に提出されたものを正とし、提出済みのものとの組み合わせはできないものとする。

- ② 本実施要領及び仕様書に質疑がある場合は、6月30日（火）午後5時までに事務局へ電子メールにて提出すること（様式は任意。提出者名と業務名を記載し、箇条書きで記載）。なお、質疑を提出する場合は、質疑提出前に、①のURLから参加表明書を登録しておくこと。参加表明書のない質疑は受け付けない。質疑回答後に参加を取り下げてもペナルティは発生しないこととするが、任意の様式の辞退届に理由（「質疑回答○番を満たせないため」等）を明記してメールで提出すること。
- ③ 応募できる法人は、次の全てを満たす者とする。
  - ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
  - ・ 菊陽町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成8年菊陽町要領第3号）による指名停止を受けていないこと。併せて、他の地方公共団体による指名停止もを受けていないこと。
  - ・ 菊陽町が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成22年菊陽町要綱第29号）第3条第1項各号の規定に該当しないこと。
  - ・ 地方公共団体における同様の業務の受託経験があること（元請・下請けを問わない）。

## （2）プロポーザルの実施と採点方法

- ① プロポーザルの実施日時は、次のとおり。

7月31日（金）午後1時30分から3時間程度の間での実施を予定しており、事業者ごとに時間を指定する。1者当たり説明35分以内とし、質疑を含めて50分以内とする。なお、急を要する事情その他の事情により、日程を変更する場合もある。
- ② 応募者が4者以上あった場合は、⑥の採点基準に基づき、提出書類による書類審査（一次審査）を事務局にて実施し、上位3者を対象としたプロポーザルを実施する。
- ③ プレゼンテーションで利用する企画提案書は事前に提出したものとし、改変しないこと（PowerPointやKeynoteのアニメーションや動画は可）。
- ④ プレゼンテーション当日の採点は、選定委員会が行うこととする。
- ⑤ 見積書による価格比較を行い、採点する。見積書の宛名は「菊陽町長 吉本孝寿」、件名は「令和8年度菊陽町DX人材育成研修業務委託」とすること。
- ⑥ 採点基準は別表のとおり。

(3) 優先交渉権者の決定方法

予算の範囲内で高得点であったものから優先交渉権者を決定する。

(4) 結果通知

結果は、事業者にメール及び書面で通知する。

## 8 提出書類

(1) 7 (1) ①の必要書類は、次のとおり。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要（様式2）
- ③ 業務実績（様式3）新しいものから最大3件
- ④ 業務実施体制（様式4）
- ⑤ 業務担当予定技術者の経歴等（様式5）
- ⑥ 業務担当予定技術者の業務実績（様式6）
- ⑦ 企画提案書(横長資料(例:A4 横向き又は 16:9 ワイド画面等)として作成、PDF形式、表示及び目次を除き最大30ページ)
- ⑧ 見積書（様式は任意だが、積算内訳が分かるようにしておくこと）

(2) 留意事項

- ① 記載した業務実績について、契約書の写し（業務名と契約相手方が分かる部分）を提出すること。なお、業務実績が下請けだった場合は、地方公共団体での実績であることが分かる書類を添付すること。
- ② 様式5及び6については、様式4「業務実施体制」に記載した配置予定技術者ごとに作成すること（配置予定技術者が4名以上の場合は、管理技術者を含め最大3名分で可とする。）。

## 9 参加者の失格

次の事項の一に該当した場合には、参加者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 談合等の不正行為があった場合

## 10 留意事項

- (1) 本提案にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者は、実施要領等の内容や決定事項について、不明確、錯誤等による異議申立てを行うことはできない。
- (3) 審査に対して異議申立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問合せにも応じないこととする。

- (4) 提案に当たり、書類等の内容やシステムの著作権、特許権等、法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (5) 提出された書類（提案書及び見積書等）は、返却しない。また、情報公開請求の対象としない。
- (6) 参加者が1社だったことを理由とした再プロポーザルは実施しない。

## 11 事務局

菊陽町 総務部 総務課 行革・デジタル推進室

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 2800 番地

電話 096-232-4925

電子メール digital(at\_mark)town.kikuyo.lg.jp

※迷惑メール防止対策です。(at\_mark)を@に置き換えてください。

別表 採点基準

	評価項目	評価内容	満点
1	業務委託全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 自治体においてDX推進リーダー及びDXアドバイザー育成が求められている理由を十分に理解した提案となっているか。</li> </ul>	5
2	実施体制及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 本業務を履行する上で、十分な実施体制での提案となっているか。</li> </ul>	5
		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 本業務を履行する上で、会社として十分な実績を有しているか。</li> </ul>	5
		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 予定技術者の実績は十分なものであるか。</li> </ul>	5
3	個別の業務に対すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 仕様書4（1）関係 菊陽町DX人材育成方針（令和7年改訂版）等を熟知した上で、職員のDXに関する知識と意識を引き上げるように提案されているか。受託者の知見をどのように生かしているか。</li> </ul>	10
		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 仕様書4（2）関係 無理のないスケジュールとなっているか。また、カリキュラムは、受講者が理解を深められるような構成（講義等の順序、内容の深度等）になっているか。</li> </ul>	10
		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 仕様書4（3）関係 対面型研修の利点を踏まえた提案になっているか。</li> </ul>	10
4	価格点	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <math>(\text{最低見積価格(税抜)} / \text{見積価格(税抜)}) \times \text{価格点}(10)</math>（小数点第2位以下四捨五入）</li> </ul>	10
		合計	60